



平成 30 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 n m s ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小野 文明
(コード：2162 東証 JASDAQ)
問合せ先 コーポレート本部長 河野 寿子
(TEL：03-5333-1711 (代表))

平成 29 年 3 月期末の配当金に関する一連の経緯及び再発防止策について

当社は、平成 30 年 5 月 28 日公表「分配可能額を超えた平成 29 年 3 月期末の配当金について」にてお知らせいたしましたとおり、平成 29 年 3 月期末配当金額に関し、結果として、会社法および会社計算規則により算定した分配可能額を超えて配当金の支払いを行った件(以下、「本件」)について、社内調査委員会、外部調査委員会を設置し調査、原因分析を行いました。その調査結果及び再発防止策についてご報告いたします。

記

1. 本件の経緯

当社は、平成 29 年 5 月 22 日開催の取締役会において、同年 3 月 31 日を基準日とする 1 株当たり 7 円の期末配当金を株主総会へ付議することを決議し、同年 6 月 27 日開催の第 32 期定時株主総会において原案どおり承認可決され、同年 6 月 28 日より、配当金の支払いを開始しました。

平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 33 期定時株主総会を準備する過程で、本件配当が、会社法及び会社計算規則の定めにより算定した分配可能額を超えていた疑念が生じ、その後の調査・検討、及び外部専門家への確認の結果、現に、分配可能額を超えていた事実を確認しました。

本件発生の原因の解明と今後の再発防止を徹底するために、5 月 28 日付でコーポレート本部長を中心とする、社内調査委員会を設置するとともに、5 月 30 日付で、森・濱田松本法律事務所の 3 名の弁護士を委員とする外部調査委員会を設置し、社内調査委員会の調査結果の検証、必要に応じた原因の究明及び再発防止策の提言、並びに本件に係る関係者の責任についての検討を依頼しました。

2. 調査の方法

社内調査委員会において、事実経過の確認、関与者に対するヒアリング、発生原因の分析、社内処分の検討、再発防止策の立案等を行いました。

(社内調査委員会) 委員長 河野 寿子 (コーポレート本部長)
委 員 田 島 猛 (人事総務部長)
委 員 瀧 澤 健 (財務部長)

また、外部調査委員会において、社内調査委員会の調査結果の検証、必要に応じた原因の究明及び再発防止策の提言、並びに本件に係る関係者の責任についての検討を行いました。

(外部調査委員会) 委員長 松井秀樹 (弁護士)

委員 渡辺邦広 (弁護士)

委員 千原剛 (弁護士)

3. 調査により判明した事実

当社は、平成29年3月24日付「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得結果および取得終了ならびに主要株主の異動に関するお知らせ」のとおり、同日付で自己株式1,300,000株を取得したことによって、それまでの保有自己株式数（924,772株）から大きく自己株式が増えておりましたが、第32期定時株主総会において剰余金の配当議案を上程するにあたり、この自己株式取得による分配可能額への影響を考慮していなかったことにより、結果的に会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超えて配当金を支払いました。

社内調査委員会の調査結果及び外部調査委員会の検証結果を踏まえると、具体的な配当額を決定する際に、社内において分配可能額の計算を行っておらず、また、本件配当の具体的な配当額を社内的に決定する過程、取締役会において本件配当議案を審議する過程、監査役において本件配当議案を含めて株主総会付議案の適法性を調査する過程、株主総会招集通知を作成する過程において、本件配当が分配可能額を超えていることを見逃していました。

4. 本件の発生原因の分析

社内調査委員会の調査及び外部調査委員会の検証を踏まえた、本件の発生原因の分析は以下のとおりです。

- (1) 取締役及び監査役並びに従業員において、分配可能額に関する知識不足の存在がありました。
- (2) 社内の関係部署間において、分配可能額の計算やそれを前提とする配当議案の適法性のチェックをどの部署が担当するのか、役割分担・責任の所在が明確化されていませんでした。
- (3) 管理部門の人的体制が十分ではありませんでした。
- (4) 株主総会招集通知の内容の確認のプロセスにおいて、関係部門から外部の専門家に法的観点からの明確なチェックを依頼しておらず、明確なフォローも行われていませんでした。

5. 本件に関する処分

本件に関する責任を明確化するため、各取締役の月額報酬を平成30年7月から2ヶ月間、30%減額する処分を実施いたします。

また、各監査役からは、月額報酬を平成30年7月から2ヶ月間、30%分を自主返上するとの申し出を受けております。

なお、各取締役及び各監査役のうち、平成30年6月27日開催予定の第33期定時株主総会終結の時をもって退任予定の取締役及び監査役からは、過去の月額報酬の30%、2ヶ月分を自主返上するとの申し出を受けております。

6. 再発防止策

今後、再発防止を徹底するため、下記を実行してまいります。組織体制及び管理部門の人的体制見直しについて速やかに着手するとともに、会社法の知識啓発及び株主総会に関連する実務につきましては、次期の株主総会開催までにその取り組みを実行いたします。

- (1) グループ会社の経営陣及び従業員を含み、会社法の知識を啓発する取り組みを実施します。
- (2) 分配可能額の計算を含む配当の実施、取締役会議案及び株主総会議案の上程の際の業務プロセスを整備します。
- (3) 社内で円滑な情報共有を図れるよう、組織体制及び管理部門の人的体制を見直します。
- (4) 株主総会招集通知について、外部の専門家による法的観点からの検証を依頼する部署を一元化し、依頼事項を明確化いたします。

7. 責任の所在

本件における関係者の責任につきましては、外部調査委員会より下記の検討結果をいただいております。なお、外部調査委員会による、社内調査委員会の調査結果の検証、必要に応じた原因の究明及び再発防止策の提言、並びに本件に係る関係者の責任の検討の内容につきましては、別紙「調査報告書」をご参照ください。また、当社としては、下記のとおり、上記5. 記載の関係者の処分について、外部調査委員会より、本件に係る相応の処分であると判断する旨の見解が示されていることも踏まえ、当該処分を行うことを前提に、現時点において、取締役及び監査役に対する法的責任の追及を行うことは予定しておりません。

(1) 刑事責任

取締役及び監査役が、本件に係る配当が分配可能額を超えていることについて認識しつつ、本件に係る配当を実施したという事実は認められず、故意は認められないため、取締役及び監査役が刑事責任を負う事案ではないと考える。

(2) 民事責任

社内調査委員会の調査結果及び外部調査委員会の検証結果を踏まえると、取締役に会社法に基づく填補責任が、また監査役に善管注意義務違反に基づく損害賠償責任がないと断ずることはできない。

(3) 関係者の処分

本件の事情を総合的に考慮すれば、貴社の取締役及び監査役に対する処分は、本件に係る相応の処分であると判断する。

8. 今後の見通し

平成30年3月期末の配当につきましては、平成30年5月25日付「資本準備金の額の減少に関するお知らせ」のとおり、本年6月27日開催予定の第33期定時株主総会において、同日を効力発生日として資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることが承認可決されることを条件として、剰余金の配当を行うことを予定しており、会社法および会社計算規則により算定した分配可能額を超えるものではありません。

従いまして、平成30年5月14日公表の「平成30年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり、平成30年3月期末の配当金として、1株当たり4円50銭の配当を行うことを予定していることに変更はありません。

当社はこの度の事態を重く受け止め、再発防止策を実施するとともに、強固な内部管理体制の構築に努めてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上

調 査 報 告 書
(開示版)

平成 30 年 6 月 20 日

平成30年6月20日

nms ホールディングス株式会社 御中

外部調査委員会

弁護士 松井 秀樹

弁護士 渡辺 邦広

弁護士 千原 剛

外部調査委員会は、貴社からの委嘱事項について、その結果をとりまとめたので、本書をもって報告する。

第1 本調査の概要

1 調査委員会の設置の経緯と概要

nms ホールディングス株式会社（以下「貴社」という。）は、平成29年6月27日に開催された第32期定時株主総会において、1株当たり7円（総額60,065,096円）の剰余金の配当を行うことを決議し、同月28日それを実施した（以下、当該剰余金の配当議案を「本件配当議案」といい、当該剰余金の配当を「本件配当」という。）。そうしたところ、平成30年5月中旬以降、同年6月27日開催予定の第33期定時株主総会を準備する過程で、本件配当が、会社法及び会社計算規則の定めにより算定した分配可能額を超えていた疑念が生じ、その後の調査・検討、及び外部専門家への確認の結果、現に、分配可能額を超えていたことが判明した。

上記の状況を受け、貴社は、平成30年5月28日、本件配当の原因を究明し、再発防止策を策定するために、下記の委員から構成される社内調査委員会を設置した¹。

委員長	河野 寿子	コーポレート本部長
委員	田島 猛	人事総務部長
委員	瀧澤 健	財務部長

また、貴社は、社内調査委員会の調査による原因の究明及び再発防止策の策定について、社外の第三者に客観的かつ中立的な立場から検証を依頼する必要があると判断し、平成30年5月30日、下記の委員から構成される外部調査委員会を設置した（以下、外部調査委員会による調査を「本調査」という。）。

委員長	松井 秀樹	(弁護士 森・濱田松本法律事務所)
委員	渡辺 邦広	(弁護士 森・濱田松本法律事務所)
委員	千原 剛	(弁護士 森・濱田松本法律事務所)

なお、上記各外部調査委員は、これまで、貴社と依頼関係がなく、外部調査委員会の職務を遂行するについて、貴社と利害関係のない法律専門家という観点から選任された。

2 本調査の目的（委嘱事項）

外部調査委員会は、貴社からの委嘱により、下記の事項を職務の対象範囲とした。

- ①社内調査委員会が行う本件配当に係る原因の究明と再発防止策の策定の検証をすること
- ②必要に応じ、独自に、本件配当に係る原因の究明と再発防止策の提言をすること
- ③本件配当に係る関係者の責任について検討すること

¹ 社内調査委員会の委員は、本件配当の当時、貴社の株主総会及び取締役会の準備、運営等の実務に関与していなかった者が選定されている。

3 本調査の期間

外部調査委員会は、平成30年5月30日から同年6月19日までの期間、本調査を実施した。

4 本調査の方法

外部調査委員会は、貴社の全ての取締役及び監査役（第32期定時株主総会当時と本調査実施時点とで、貴社の取締役及び監査役の構成に変更はない。）、第32期定時株主総会に付議された本件配当議案の作成の実務に現に関与し、又は、その関与が職務範囲に含まれると解され得る部署の長に対して、ヒアリングを実施した。

また、外部調査委員会は、貴社から、第32期定時株主総会に関する招集通知、第32期定時株主総会に関連する株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録の各写し及び当時の組織図、業務分掌を含む関係資料の提出を受けるとともに、EDINET及びTDnetを利用して貴社の有価証券報告書、四半期報告書等を取得し、平成30年6月13日付「社内調査委員会報告」の内容を検証した。

第2 社内調査委員会の調査結果の概要

1 社内調査委員会による原因分析の概要

社内調査委員会の原因分析は、要約をすると下記のとおりである。

- ・取締役及び監査役並びに従業員において、分配可能額に関する知識不足が存在した。
- ・社内の関係部署間において、適切な連携がとれておらず、分配可能額の計算をどの部署が担当するのか、役割分担・責任の所在が明確化されていなかった。
- ・株主総会招集通知の内容について、外部の専門家に法的な観点からのチェックを依頼していなかった。

2 社内調査委員会の再発防止策の概要

社内調査委員会の策定した再発防止策は、要約をすると下記のとおりである。

- ・グループ会社の経営陣を含む役職員に対して、会社法の知識を啓発する。
- ・分配可能額の計算を含む配当の実施、取締役会議案及び株主総会議案の上程の際の業務プロセスを整備する。
- ・社内で円滑な情報共有を図れるよう組織体制を見直す。
- ・株主総会招集通知の内容について、外部の専門家に検証を依頼する部署を一元化し、依頼事項を明確化した上で、外部の専門家に法的な観点からのチェックを依頼する。

第3 外部調査委員会の検証結果

1 本件配当が分配可能額を超えていることに気づけなかった経緯

本調査の結果、取締役及び監査役が、本件配当が分配可能額を超過していることについて認識しつつ、本件配当を実施したという事実は認められなかった。

もっとも、本件配当議案を第32期定時株主総会に付議することを決定するまでの間に、貴社において、本件配当が分配可能額を超えていることに気づく契機として、①本件配当の具体的な配当額を社内的に決定する過程、②取締役会において本件配当議案を審議する過程、③監査役において本件配当議案を含めて株主総会付議議案の適法性を調査する過程、④株主総会招集通知を作成する過程がありえたところ、下記のとおり、これらの過程のいずれにおいても、本件配当が分配可能額を超えていることに気づくに至らなかった。

(1) 本件配当の具体的な配当額を社内的に決定する過程

貴社は、株主還元策として、総還元性向を20%とする目標を掲げており、剰余金の配当の金額は、このような総還元性向を見据えつつ、主に業績、純利益を考慮して決定されている。

本件配当議案を取締役に上程した当時のコーポレート本部は、剰余金の配当について分配可能額による会社法上の制限があること自体は認識しており、特段の指示はしていないものの、コーポレート本部の管下の総務人事部³又は経理グループ⁴において、分配可能額に関する計算は行われているものと認識していた。

しかし、実際のところ、総務人事部及び経理グループを含む社内の部署では、分配可能額に関する計算は行われておらず、そのため、分配可能額を超えていることに気づくことがないまま、本件配当議案を作成した。

また、法務グループ⁵には、当時、本件配当議案のような個別の株主総会付議議案の適法性について検討を行うように具体的な指示がされておらず、また、実際にそのような検討は行われていなかった。

(2) 取締役会において本件配当議案を審議する過程

平成29年5月22日開催の取締役会（第32期定時株主総会に付議する本件配当議案を決議）では、出席した取締役及び監査役において、分配可能額に関する議論はなされず、分配可能額の算定に関連する資料も提供されていなかった（なお、このように分配可能額に関する議論がなされていなかったのは、本件配当議案と同じく、分配可能額を意識して議案の審議がなされるべき平成29年4月19日開催の取締役会（配当予想の修正を決議）についても、また、自己株式の取得について書

² 貴社では、コーポレート本部が管理部門を統括する部署に当たる。

³ 総務人事部（総務グループ）は、コーポレート本部の管下の部署であり、「株主総会に関する事項」及び「取締役会に関する事項」を分掌業務としている。

⁴ 経理グループはコーポレート本部の管下の部署であり、「個別および連結決算業務に関する事項」、「事業報告及び付属明細書の作成に関する事項」、「決算短信及び有価証券報告書（四半期報告書含む）の作成に関する事項」、及び「会計監査に関する事項」を分掌業務としている。

⁵ 法務グループは、コーポレート本部の管下の部署であり、「法務対応に関する事項（子会社に対する助言、支援を含む）」を分掌業務としている。

面決議がなされた平成29年3月23日の前後においても、同様であった。)

そして、本件配当が分配可能額を超えていることについて、取締役及び監査役の認識がないまま、平成29年5月22日の取締役会において、本件配当議案を第32期定時株主総会に付議することが決定された。

この点、社外取締役以外の取締役においては、剰余金の配当について、分配可能額による会社法上の制限があることの認識がなかった。また、社外取締役及び監査役においては、剰余金の配当について分配可能額による会社法上の制限があること自体の認識はあったものの、(i)自己株式の帳簿価額が分配可能額の計算において控除項目であることの認識を欠いていたこと、(ii)社内のいずれかの部署で分配可能額の算定を行い、それを踏まえた本件配当議案の適法性の検討が既になされていると考えていたこと、(iii)連結決算を前提にすると十分な利益剰余金及び資本剰余金が確保されていたため(有価証券報告書によれば、平成29年3月31日現在の連結貸借対照表上の利益剰余金は4,875,592千円、資本剰余金は415,679千円であり、本件配当の総額を優に上回っている。)、分配可能額を算定する基礎となる個別決算(単体の貸借対照表)においても、本件配当議案に見合う分配可能額があることを疑うことがなかったこと、又は、(iv)会計監査人による監査において計算書類に関して特段の指摘がされていなかったこと等の理由で(理由は各人別に異なる。)、本件配当が分配可能額を超えているとの認識を欠いていた。

(3) 監査役において本件配当議案を含めて株主総会付議議案の適法性を調査する過程

上記(2)のとおり、株主総会付議議案を調査すべき立場にある監査役において、本件配当が分配可能額を超えているとの認識がなかったため、監査役会においても、本件配当が分配可能額を超えることがないかを含め、本件配当の適法性に関する議論はなされなかった。

なお、貴社では、取締役会開催に先立ち、同日、監査役会が開催されるのが通例となっているが、平成29年5月22日開催の取締役会(第32期定時株主総会に付議する本件配当議案を決議)における議題が何かは、事前に監査役会に通知されていたものの、付議議案の内容に関する情報は事前に監査役会に提供されておらず(なお、取締役会の付議議案の内容に関する情報が事前に監査役会に提供されるとは限らないのは、本件配当議案以外の付議議案や他の取締役会についても同様であった。)、監査役会において、その直後に開催される取締役会の付議議案について、監査役間で事前に十分に意見交換できるとは言えない状況にあった。

(4) 株主総会招集通知を作成する過程

上記(1)及び(2)と同様の理由により、株主総会招集通知を作成する過程においても、これに関与する取締役及び従業員において、本件配当が分配可能額を超えていることに気づくことはなかった。

また、株主総会招集通知の作成のとりまとめは総務人事部が行っていたところ、招集通知を印刷する業者による形式面を中心としたチェックは行われていたものの、当該業者に法的観点からのチェックは依頼されておらず、また、顧問弁護士に対しても招集通知の記載内容に関する法的なチェックは依頼されていなかった。

なお、株主総会招集通知の作成において、法務グループは、平成29年5月22日開催の取締役会（第32期定時株主総会に付議する本件配当議案を決議）の後に招集通知の誤字脱字等の形式的な事項を修正していたが、法務グループに対して、明確に、株主総会招集通知の内容の法的な観点からのチェックは指示されておらず、また、実際にそのようなチェックは行われていなかった。

2 原因分析の検証

上記1のとおり、貴社において、本件配当が分配可能額を超過していることについて認識しつつ、本件配当が実施されたという事実は認められず、本件配当が分配可能額を超えた直接の原因は、具体的な配当額を決定する際に、社内において分配可能額の計算を行っていなかったことにある。

外部調査委員会は、社内調査委員会による本件配当が実施された原因の分析は合理的であると考えるが、当該原因について、下記のとおり、補足して指摘する。

(1) 管理部門の人的体制が十分ではなかったこと

管理部門を担当する従業員の勤続年数が比較的短く、貴社での実務経験が乏しい状況にあり、株主総会の準備を適切に行うという観点からは、管理部門の人的体制が必ずしも十分ではなかったことが、分配可能額を超えた本件配当が実施された一因であると考えられる。

(2) 株主総会の準備に関与する各部署の業務の所掌範囲と責任が明確にされていなかったこと

定時株主総会は、事業報告・計算書類等や議案の作成、当日の運営の準備等に社内の多くの部署が関与する、会社にとって年に一度開催される重要な会議である。そして、定時株主総会の準備は、一般的に、総務、法務、経理財務、広報等の多くの部門が関与し、かつ、招集通知を印刷する業者、株主名簿管理人、弁護士等の助言を得つつ、各部門がそれぞれの所掌範囲の業務を遂行すると同時に、その過程で、適時・適切に情報を共有し、かつ、協働して一つ一つの作業を遺漏なく進めていくという性格の強いものである。

そして、定時株主総会の準備は、このような協働作業であるが故に、各部署の業務の所掌範囲と責任の所在を明確にしておかなければ、ミスが生じる危険をはらんでいると言える。本件で問題となっている分配可能額の計算とそれを踏まえた本件配当議案の適法性の検討もしかりである。この作業は、難解な法的知識が必要なものではないため、法務部門や弁護士ではなくとも行うことは可能であり、そうであるがゆえになおさら、どの部署が一次的な検討を行い、どの部署がそれを二次的にチェックするかを明確に定めておかなければ、誰かがやっているであろうという信頼からくる間隙が生じるおそれがある。

上記1(1)及び(2)のとおり、貴社関係者の多くは、分配可能額の計算は社内のいずれかの部署で行っていると考えていたにもかかわらず、実際には分配可能額の計算及びそれを踏まえた本件配当の適法性の検討は、いずれの部署も行っていなかった。

このように、各部署が担当する業務の範囲が明確ではなかったことが、分配可能額を超えた本件配当が実施された一因であると考えられる。

なお、上記(1)及び(2)の遠因として、貴社が平成29年4月1日をもって持株会社体制に移行したものの、新しい体制のもとで管理部門が円滑に機能する状態となっていなかった側面があることは否定できない。

(3) 関係者に会社法の知識が不足していたこと

上記1(2)のとおり、社外取締役以外の取締役は、剰余金の配当について分配可能額による会社法上の制限があることを認識しておらず、また、社外取締役及び監査役の中にも、剰余金の配当議案については分配可能額による会社法上の制限があること自体は認識していても、自己株式の帳簿価額が控除項目であり、剰余金の配当の際には、この点が念頭に置かれるべきであるという理解が十分ではなかった者もいる。このように、関係者に剰余金の配当に関する会社法の知識が不足していたことも、分配可能額を超えた本件配当が実施された一因であると考えられる。

3 再発防止策の検証及び提言

外部調査委員会は、社内調査委員会の策定した再発防止策は合理的であると考えますが、再発防止策について、下記のとおり、補足して指摘する。

(1) 管理部門の体制の整備

株主総会対応も含め、会社の管理部門の業務は年々複雑化・専門化していく傾向にあるため、管理部門の業務に関する知識・経験を属人的なものとし、会社全体又は当該部門で共有し、かつ、これを承継していく体制を構築していくことが必要である。

その際、上記の体制を構築する前提として、会社の管理部門の業務に従事する従業員が会社に定着し、長く勤務できる環境を作ることで、業務の連続性・継続性を確保するよう意を用いることが望まれる。

貴社として、管理部門を担当する従業員の定着を図り、その教育に努めるとともに、必要な人員の補強を図るべきである。

(2) 株主総会の準備に関与する各部署の業務の所掌範囲と責任の明確化

株主総会の準備は、社内において多くの部署が関与し、社外の専門家等の助言を得つつ、それぞれが所掌範囲の業務を遂行すると同時に、その過程で、適時・適切に情報を共有し、かつ、協働して一つ一つの作業を遺漏なく進めていくという性格の強いものであることは、上記2(2)のとおりである。

そのため、株主総会の準備の過程で間隙が生じないように、事業報告、計算書類、議案（剰余金の配当議案を含む）、株主総会参考書類等のそれぞれについて、どの部署が責任をもってその適法性を検討し、チェックするのか、その所掌範囲と責任を明確化すべきである。

(3) 関係者への教育

本件は剰余金の配当議案の決定においてミスがあったという事案であるが、役員において、法令について知識が不十分であることや、会社として十分な法務機能を持たないということは、重大な不祥事の原因となり、ひいては会社の存続すら脅かす事態ともなりかねないという認識を深めるべきである。

この点、コーポレートガバナンス・コードも、「取締役・監査役のトレーニング」を重視し、「新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべき」、「社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべき」として（原則4-14. 補充原則4-14①）、役員の研修を要請している。貴社は、JASDAQ上場企業であり、この原則・補充原則を実施しない場合でも、その理由の開示は求められないが、その趣旨・精神を尊重する義務は負っており（東京証券取引所有価証券上場規程445条の3）、会社法にとどまらず、上場会社の役員として持つべき最低限の法務知識についての研修は、新任役員就任時には個々に、また、毎年全員について実施することが望ましい。

(4) 取締役会資料の事前配布

なお、上記1(3)のとおり、貴社では、取締役会の付議議案の内容に関する情報が、監査役へ事前に提供されていなかったが、取締役会の審議をより充実させ、かつ、議案の適法性を検討できるようにするためには、付議議案の内容に関する情報が事前に提供されることが望ましい。この点に関し、コーポレートガバナンス・コードも、取締役会における審議の活性化のため、「取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること」（補充原則4-12①(i)）を求めており、監査役を含む取締役会出席者に対し、取締役会の資料が事前配布されるよう努めるべきである。

4 本件配当に係る関係者の責任についての検討

(1) 刑事責任

本件配当は、「法令又は定款の規定に違反して、剰余金の配当をしたとき」（会社法963条5項2号、違法配当罪）に該当しないかが問題となるが、同罪は故意犯であるところ、本調査の結果、取締役及び監査役が、本件配当が分配可能額を超えていることについて認識しつつ、本件配当を実施したという事実は認められず、故意は認められないため、取締役及び監査役が刑事責任を負う事案ではないと考える。

(2) 民事責任

本件配当は、分配可能額を超えたものであるところ、会社法 462 条 1 項柱書・6 号イ並びに会社計算規則 159 条 8 号イ・ロ及び 160 条 1 号・3 号により、本件配当議案を定時株主総会に提案し説明した取締役や、本件配当による金銭の交付に関する職務を行った取締役のほか、取締役会において本件配当議案を定時株主総会に提案することに賛成したその他の取締役も、「その職務を行うについて注意を怠らなかつたこと」を証明できない限り、連帯して、貴社に対して、本件配当に相当する金銭を支払う義務を負う（会社法 462 条 1 項・2 項）。

また、監査役は、取締役が株主総会へ提出しようとする議案を調査しなければならず（会社法 384 条）、本件配当議案の適法性の調査に関し任務を怠つた場合には、監査役は、連帯してそれにより貴社に生じた損害を賠償する責任がある（会社法 423 条 1 項）。ただし、貴社との間で責任限定契約を締結している社外監査役は、悪意・重過失がない限り、その責任は法令で定める最低責任限度額が上限となる（会社法 425 条 1 項・427 条 1 項、貴社定款 41 条 2 項）。

この点、社内調査委員会の調査結果及び外部調査委員会の検証結果を踏まえると、取締役及び監査役にこれらの責任がないと断ずることはできない。

(3) 関係役員の処分

他方、本調査によれば、貴社の取締役及び監査役は、本件配当が分配可能額を超えていることについて認識しつつ、本件配当を実施したという事実は認められず、態様として悪質であるとはいえない。また、当時の貸借対照表によれば、本件配当に先立ち、資本準備金のうち一定額が取り崩されていけば、本件配当は分配可能額を超えることはなかつたし、本件配当を行った第 33 期事業年度については、一定の当期純利益が計上されたことにより、期末決算において欠損は生じていない。

さらに、本件と同様に、分配可能額を超える剰余金の配当を行ってしまったという他社の同種事例においては、関係役員に対し一定期間の報酬の減額・返還等を内容とする処分を実施する例が多い。

貴社は、本件配当議案に係る取締役会の決議に参加した取締役について、平成 30 年 7 月から 2 ヶ月間にわたり報酬を 3 割減額し（第 33 期定時株主総会にて退任予定の取締役は、過去の報酬 2 ヶ月分相当額の 3 割を自主返還）、また、監査役は平成 30 年 7 月から 2 ヶ月間にわたり報酬相当額を 3 割自主返上（第 33 期定時株主総会にて退任予定の監査役は、過去の報酬 2 ヶ月分相当額の 3 割を自主返還）する内容の処分を行うとのことである。

上記の事情を総合的に考慮すれば、貴社の取締役及び監査役に対する処分は、本件配当に係る相応の処分であると判断する。

以上